

1 報告書をお読みいただく皆様へ

独立行政法人環境再生保全機構は、環境事業団と公害健康被害補償予防協会の業務を引き継ぎ、平成16年4月に設立され、法律で定められた環境の再生と保全のための各種業務を実施しています。

昭和30年代から40年代の高度経済成長の過程において大規模な公害が問題となる中、公害防止施設の建設を推進する機関として公害防止事業団(後の環境事業団)が、健康被害者の迅速な救済を図るための機関として公害健康被害補償協会(後の公害健康被害補償予防協会)が設立されました。その後両組織は、環境問題の態様の変化に対応し、公害による健康被害を予防するための事業や、民間における環境保全活動を支援するための事業などにも取り組んでまいりましたが、機構はこれらの業務を引き継いで設立されました。さらに平成18年からは、新たに石綿健康被害救済業務を実施しています。

機構は、その業務自体が環境保全を目的としており、業務を適切に遂行することによって環境保全に貢献していると考えております。それだけに、業務の実施に際しては、環境に対して格段の配慮を必要としています。機構の経営理念・経営方針・行動指針に従って業務を遂行するとともに、平成18年度に策定した「環境配慮に関する基本方針」に基づいて、あらゆる業務において環境への配慮を徹底するよう努めております。また平成19年度には、「温室効果ガス排出削減計画」を策定し、具体的な温室効果ガスの削減目標を設定するとともに、その達成に向けた取組を実施しています。

機構では、環境配慮促進法に基づき、平成18年度から毎年度、環境報告書を作成し公表しています。三回目となる今回の環境報告書では、これまでお読みいただいた方々からお寄せいただいた貴重なご意見をもとに、これまで以上に読みやすく、わかりやすい報告書を目指し、機構がホームページを利用して実施している各種の情報提供の中から、平成19年度に新たに構築した「低公害車の広場」及び「子供のための環境学習情報サイト 集まれ! Green Friends」の2つにつきまして、特集として皆様にご紹介させていただきます。

機構は、今後とも、環境分野の政策実施機関としての使命を果たしてまいります。我々の業務と環境配慮の実績に対するご理解とご助言・ご意見を賜れば幸甚に存じます。



独立行政法人環境再生保全機構

理事長

漆 亮 策

2 環境再生保全機構の概要

設立年月日及び根拠法

平成 16 年 4 月 1 日 独立行政法人環境再生保全機構法(平成 15 年法律第 43 号)

独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)は、「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)に基づき、旧公害健康被害補償予防協会及び旧環境事業団について、事業、組織の見直しが行われ、新たに平成 16 年 4 月 1 日に設立された組織です。

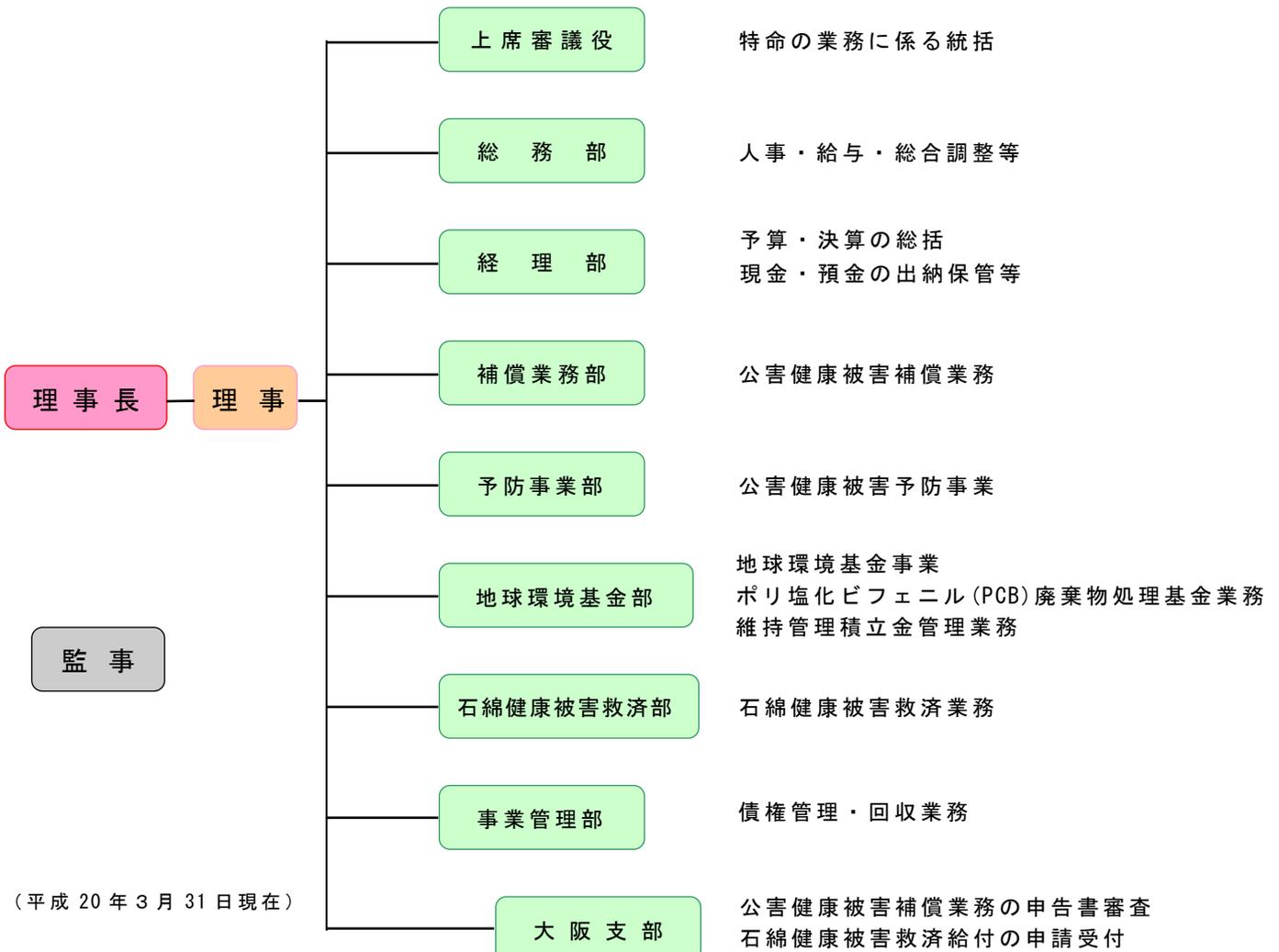
目的

公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、廃棄物最終処分場の維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより、良好な環境の創出その他の環境の保全を図ることを目的としています。

役職員の状況

理事長 1 名、理事 3 名、監事 2 名 職員数 152 名(平成 20 年 3 月 31 日現在)

組織体制



3 経営理念・経営方針・職員行動指針と環境配慮に関する基本方針

■機構の経営理念・経営方針・職員行動指針

経営理念
私たちは、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、機構が有する能力や知見を活用して、国内外からの様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指します。
経営方針
<ul style="list-style-type: none">○ 良質なサービスを提供し、機構と関わりのある組織や人々との良好な信頼関係の構築を目指します。○ 公共性の見地から業務遂行の透明性を確保するとともに、組織と業務の効率的運営に努めます。○ 関係法令、規程等を厳正に遵守するとともに、常に環境に配慮しつつ業務を遂行し、社会の範となるよう努めます。○ 職員の業績や能力を適正に評価し、環境施策のエキスパートの育成を図り、活気のある職場の構築を目指します。
職員行動指針
《機構の使命を果たすための行動》 <ul style="list-style-type: none">○ 国の政策実施機関としての使命を自覚し、常に相手の立場を尊重して業務を遂行するとともに、関係法令を遵守し、倫理観をもって行動します。○ 幅広い知識・技術の向上に努め、内外のニーズに的確に応えます。○ 常にコスト意識をもって計画的に業務を遂行します。 《業務に取り組む姿勢》 <ul style="list-style-type: none">○ 業務に自主的に取り組み、最後まで責任を持って遂行するとともに、新たな課題に挑戦します。○ 環境施策の一翼を担う組織の一員として、常に環境に配慮しつつ、業務を遂行します。○ 業務の効率性を高めることにより迅速かつ着実に業務を遂行し、明るく活気のある職場環境を作ります。

■環境配慮に関する基本方針

(1) 業務における環境配慮と環境保全の効果の向上

業務の遂行に当たって、常に環境に配慮し、環境保全の効果の向上を目指し、継続的な改善に努める。

(2) 法規制等の遵守と自主的取組の実施

環境関連の法規制等を遵守するとともに、自主的取組を実施し、より一層の環境保全を図る。

(3) 環境への負荷の低減に係る目標の設定

省エネルギー、省資源及び環境物品等の調達に関する目標を設定し、環境への負荷の低減を図る。

(4) 日常活動における環境配慮

全ての役職員の環境配慮に関する意識の向上を図り、業務遂行時はもちろんのこと、日常活動においても、常に環境配慮に努めるようにする。

(5) 社会とのコミュニケーション

社会と広く双方向のコミュニケーションを図り、情報開示に努める。